です。つまり、日米安保条約によって日本が米国の戦争に巻き込まれる可能性は常にあると考えるのが、正しい日米同盟の評価の在り方と考えます。

そして、それが、いみじくもそれが安倍総理自らによる事例設定となっているのが、米国と交戦中の北朝鮮が日本に武力攻撃をする可能性を前提としている「米軍イージス艦防護事例」です。以上の日米安保条約・日米同盟関係の議論を踏まえて、この事例の「立法事実」の検証を進めましょう。

なお、この事例については、憲法解釈変更の立法事実たり得るためには、かつての霞ヶ関官僚の経験から、「本来は、内閣法制局でこうした論点について審査を受ける必要があった」ということを感じて頂ける程度の分析を試みました。詳細にわたるものですが、ぜひお目通しを頂きたいと思います。結論は「立法事実」足り得ず違憲です。

もちろん、安倍内閣は一切、紙切れ一枚の審査も行わずに 7.1 閣議決定を 強行しています。

【参考】中東の国際問題やテロの問題は軍事力の行使では根本的な解決が出来ないことは米国自身の経験からも明らかになっていますが、中国の南シナ海での港湾や空港建設の問題などに対しても、ASEAN諸国と連携したかねてから協議中の自由航行確保の国際ルールの設定、フィリピンやベトナム等の当事国の海上警察機能などの強化への支援、国際社会における世論形成などで対処していくべき問題であり、日本が米国等のために集団的自衛権行使や武力行使の後方支援などで対処するべき問題ではないと考えます。特に、南シナ海への自衛隊の活動展開は、新たにガス田開発問題なども生じている東シナ海の自衛隊の警戒活動等との両立を困難とすることになります。

なお、2014年で日本にとって中国は最大の貿易相手国(総額3,092億ドル。輸出第2位、輸入第1位)、中国にとって日本は米国に次ぐ2番目の貿易相手国となっています。すなわち、日米中のいずれの国も南シナ海、東シナ海で武力衝突はできないのです(甚大な経済・金融問題を生じる)。また、仮に中国が南シナ海のシーレーン妨害を強行すればそこを航行する日本、韓国商船等への影響は日本、韓国経済(中国の最大輸入相手国)等に依存し共存する中国経済を直撃し(他方、中国は経済格差、急激な高齢化、民族問題等の重大国内課題を抱える)、同時に米中経済にも重大な影響を与えることになります。要するに、中国問題はお互いに軍事的手段で対処し得るものではなく、

従って、日本の取るべき対中政策の在り方としては、尖閣諸島問題などについて不測事態の発生を防止するための日中海空連絡メカニズムの構築等を行いつつ、日米同盟を基軸として多国間の地域的枠組みの形成等によって、中国をいかに地域の平和と安定に責任を持つ大国として位置付けていくかの追求であるべきと考えます。

8. 米軍イージス艦防護の事例の分析

我が国周辺有事における米軍イージス艦防護の事例については、なぜ、それが新三要件発動の「存立危機事態」に該当しうるか、また、その前提としてなぜ自衛隊が米艦防護を行う必要があるのかについて、以下のように政府から答弁されています。

- ・我が国近隣において、我が国と密接な関係にある他国、例えば米国に対する 武力攻撃が発生した。その時点では、まだ我が国に対する武力攻撃が発生したとは認定されないものの、攻撃国は、我が国をも射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有しており、その言動などから、我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っている状況にある。他国の弾道ミサイル攻撃から我が国を守り、これに反撃する能力を持つ同盟国である米国の艦艇への武力攻撃を早急にとめずに、我が国に対する武力攻撃の発生を待って対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しのつかない甚大な被害をこうむることになる明らかな危険がある、このような場合は「存立危機事態」に該当し得る。(安倍総理 衆本会議 平成 27 年 5 月 26 日)
- ・定期整備、訓練などのために横須賀(注:米海軍基地)に配備されている米 軍の艦艇全てが稼働しているとは限らず、また、その時々の情勢によって同 時に複数のミサイルが発射される可能性もあり、これに対処するために艦船 を幅広く展開する必要がある可能性もあることなどから、米軍の艦船の防衛 が手薄になる可能性はあり、こうした場合には、弾道ミサイルへの共同対処 の実効性を損なうおそれがあり、自衛隊がこれを排除する必要が生じること はあり得る(中谷国務大臣 衆平和安全特別委員会 平成 27 年 7 月 08 日)

さらに、衆議院平和安全特別委員会での 6 月 26 日、7 月 3 日、同 10 日 の安倍総理の答弁によって、この内容は、以下のような具体例として明らかに なっています。

【事態の状況と新三要件成立の理由】

- ・北朝鮮から米国に対する武力攻撃が発生している
- ・北朝鮮が「東京を火の海にする」と既に公言している、そして、日本に直接 攻撃を加えようとしている態勢がある程度さまざまな状況から情報として入 っている
- ・これは「切迫事態」に該当し、自衛隊が「防衛出動」をしている(なお、着 手事態ではないから、武力行使はまだできない)。
- ・こうした状況で、ミサイルの発射を警戒している米軍の艦艇に対して、北朝 鮮の艦対艦ミサイルが発射された、あるいは、発射される明白な危険がある。
- ・艦対艦ミサイルを我が国のイージス艦は能力上撃墜する能力がある
- ・米国の艦船がミサイル防衛において重要な役割を果たしており、「我が国に対する攻撃のための攻撃となる可能性」があり、「一緒に行動する米軍の力をあらかじめそいでおく、あるいはまたイージス機能を落としておく、そういう作戦上の可能性」があり、「今までの態様、進展ぶり、彼らの発言等からすれば、これを撃沈した後に攻撃がこちらに向いてくる、そしていわば日本のミサイル防衛の能力の一角を崩そうとしているという可能性」がある。
- ・ここで、他国の弾道ミサイル攻撃から我が国を守り、これに反撃する能力を 持つ同盟国である米国の艦艇への武力攻撃を早急にとめずに、我が国に対す る武力攻撃の発生を待って対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によ って取り返しのつかない甚大な被害をこうむることになる明らかな危険があ る
- ・米国と日本の共同対処的なミサイル防衛の一翼を担ってもらうかもしれない 米艦に対する攻撃は、攻撃をした後、まさに我が国に災いが及んでくる、あ るいは戦渦が及んでくると考える、推測し得る。それで、三要件は成り立つ。

【個別的自衛権行使の否定の理由等】

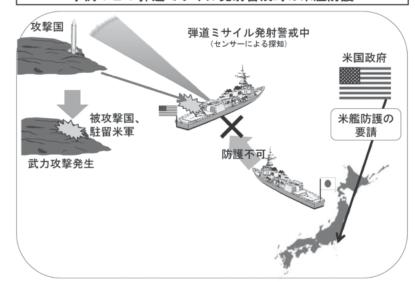
- ・北朝鮮が、米国の艦を攻撃して、次に日本を攻撃するということを公然と言っている、あるいは、彼らがそういう決断をしたという詳細について完全に 把握をしていれば、それは個別的自衛権の着手となり得る。しかし、公言したりすることはあり得ないから、そういう状況にはなり得ない。
- ・<u>東京を火の海にするとは公言しているから、明確性は欠くが、推測し得る。</u> 十分に推測し得るから、新三要件に当ては**ま**る。
- ・この推測の段階では、国際社会によって、先制攻撃ととられる可能性は排除 できない。
- ・つまり、個別的自衛権での対応に限界があるため、新三要件を満たす場合は、 国際法上も問題のない形で、武力を行使して米国の艦艇を守る必要がある。

■衆 安全保障委員会 平成 15 年 05 月 16 日

○秋山政府特別補佐人 我が国を防衛するために出動して公海上にある米国の 軍艦に対する攻撃が、状況によっては、我が国に対する武力攻撃の端緒といい ますか、着手といいますか、そういう状況として判断されることがあり得る。

【解説】北朝鮮が米軍イージス艦を攻撃する際に、その公海上にある米艦が日本防衛のために出動しているものであれば、日本の防衛力の要素そのもの、すなわち、我が国そのものへの武力攻撃の着手と判断されることが法理としてあり得るとの憲法解釈である。例えば、北朝鮮が日本侵攻の意図を明確にしそれに向けた組織的かつ計画的な武力行使を発動する際に、その最初の手段として日本防衛のために出動している米艦を攻撃するなどの状況である。

事例12:弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護



(A) どのように説明を積み重ねても平和主義・立憲主義に反し違憲である

最初に本質的な点を指摘します。それは、この事例は、集団的自衛権行使を禁じた憲法9条に違反(昭和47政府見解の読み替え)するとともに、憲法前文の平和主義の法理とも違反する(前文の規律を受ける憲法9条に違反する)ということです。

この米軍イージス艦事例のポイントは、「我が国に武力攻撃が発生した着手

の見極めができない段階で、集団的自衛権を行使して米艦を防護することが、そもそも憲法上許されるのか」ということです。安倍総理は、日本へのミサイル攻撃の準備などを行っている北朝鮮が「米艦攻撃を手段としてその後に日本を攻撃する」と公言すれば「日本への武力攻撃の着手」と評価できるとしつつ、「東京を火の海にする」との公言のみであれば「武力攻撃を推測し得る」段階にとどまるとしています。

ようするに、これは、内閣と国会(集団的自衛権行使の承認権を有します) が、「我が国に武力攻撃が発生するかどうか見極めがつかないけれども、米艦 を防護することにより、北朝鮮との間の開戦の決断をし実行する」ことを意 味します。この開戦の判断が、その後に、実は確実に生じることになってい た北朝鮮の日本へのミサイル攻撃を効果的に阻止し、さらに、引き続き自衛 隊が北朝鮮の米軍への武力攻撃を阻止して、その過程で自衛隊員を含む日本 国民の犠牲を最小限に止め、早期に戦争を終結させることができるのかもし れません。一方で、この決断により、見極めを誤って、実は日本に武力攻撃 をする意図がなかった北朝鮮との間で不要の戦争を生じさせ、怒りに駆られ るなどした北朝鮮から自衛隊の艦船への反撃や、東京にミサイルを撃ち込ま れる、日本本土への特殊部隊による侵攻などの攻撃を受け、相当期間の大規 模な戦争に日本が巻き込まれ、多数の自衛隊員や国民が戦死することが生じ るかもしれません。また、フセイン大統領の体制が維持されたかつての湾岸 戦争の時のように、米軍と韓国軍と自衛隊は北朝鮮の体制転覆まで遂げるこ とは出来ず休戦となり、その後、日本は北朝鮮からのテロや再度の開戦の脅 威に直面することになるかもしれません。

つまり、国家権力(内閣と国会)の判断によって集団的自衛権行使という 開戦をした場合に、それが国民にとって悲惨な惨禍をもたらすことがあり得 るのです。戦死するのは自衛隊員や一般市民の皆さんであって安倍総理でも 国会議員でもありません。とすると、こんな恐ろしく重大な国家権力の発動 を解禁するかどうかを7.1 閣議決定や安保法制の法律だけで決めることは許 されません。

また、一旦、集団的自衛権行使が解禁されれば、それが時の国家権力によって濫用される危険も生じることになります。既に米国と戦争している北朝鮮には、常識的に考えて、新たに日本を相手に戦線を拡大する余裕はないはずです(あり得るとすれば、米軍の北朝鮮攻略の最大の基盤となる在日米軍

基地への攻撃等です)。そうすると、この集団的自衛権行使は無限定で歯止めのない新三要件のもと、米国と北朝鮮の戦争に、米国からの要請を断り切れずに日本が不要に介入させられる道具として使われ、本来ならば失われるはずもなかった自衛隊員や日本国民の生命が文字どおり奪われてしまうことにもなりかねません。

しかし、かつての悲惨な戦争の反省と教訓の上に制定された日本国憲法に は、こうした国家権力が戦争や武力行使を起こすことをはっきりと禁止して いるのです。それが、「日本国民は、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起 ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを官 **言し、この憲法を確定する**|という憲法前文の平和主義の規定です。この内 容は第二章で解説しましたが、国家権力が戦争や武力行使を起こすことを許 さず、国民にこうした戦争の惨禍をもたらすことを許さないことを決意して 定めた国民主権だとしているのです。そうである以上、仮に、北朝鮮の脅威 から国民を守るためにどうしても「着手」の見極めが付かない、見切り発車 の局面で米艦防護を実行しなければならないのであれば、内閣と国会がそう した新しい権限を有することが必要不可欠であることを立証する「立法事実| を明確に国民に示した上で、国会で憲法改正の発議を行い、国民投票を行っ て憲法改正をする必要があるのです。戦争について、特に、開戦について国 家権力の判断が誤ることがあるのは歴史が証明しています。さらに、この米 艦防護の事例は国会の事前承認を得る時間的な余裕がないことが基本である と解されますので、開戦の決断を内閣だけで行うことになります。つまり、 内閣総理大臣と十数人ばかりの閣僚に国民の命運を預けることになるのです (事実上は、数名の閣僚に預けることになります)。であるならば、彼等にお いて、そうした権限を主権者である国民から負託される必要があります。な お、私は、日本国憲法をこのように理解しておりますし、また、一国会議員 として、一人の人間として、国民投票なく、集団的自衛権の武力行使によっ て自衛隊員や国民を戦死させることは、到底受け入れることができません。

以上にご説明したことは、実は、この米艦防護事例は立憲主義に違反する ということでもあります。立憲主義とは、憲法によって国家権力を制限し国 民の生命や自由を保障するものです。日本国憲法の前文の平和主義や第9条 は国家権力が戦争や武力行使を起こすことを禁止しています。にもかかわら ず、憲法改正をすることなく、集団的自衛権行使という新しい武力行使を可 能にすることは、立憲主義に反するのです。

最後に、安倍総理はこの米軍のイージス艦防護事例について、憲法前文の「日本国民の平和的生存権」についてのみ主張をしていますが、北朝鮮の国民の平和的生存権についても考える必要があります。北朝鮮という「国家」を信じるべきと言っているのではありません(一議員として現状では信じるに値しない国家と考えています)。北朝鮮に日本に対して武力攻撃をする意志がなかった場合は、自衛隊の参戦によって北朝鮮の「国民」を殺傷することになります。これは、全世界の国民が有することを確認した平和的生存権の法理に反します。よって、内閣や国会による武力行使で「他国民の平和的生存権」を侵害し脅かす実体とそのリスクも認識した上で、また、そうした国民、国家になるという覚悟と決意も含めて、憲法改正の国民投票を行って頂く必要があるのです。

以上のように、この米艦防護の事例は解釈変更及び安保法制の立法で可能とできるものではなく(それは憲法違反である)、安倍内閣がどうしてもこの米艦防護を可能にしたいのであれば、現在安保国会で行っているような事例説明よりも遥かに精緻で誠実な政策的な必要性・合理性に関する説明を文書にまとめ、国会に提出し、憲法改正の発議を求める必要があります。そもそも、こうした文書こそ、仮に、憲法改正ではなく解釈変更で行おうとする際に、その閣議決定の事前に国会に提出し徹底的な審議を受ける必要がある「解釈変更の立法事実」そのものなのです。安倍内閣は、こうした事前審議を義務付けた「参議院憲法審査会の附帯決議」(P.182 参照)に真っ向から違反して7.1 閣議決定を強行しています。

そこで、以下には、本来立証する必要があると思われる立法事実の観点を中心に、この事例を巡る問題のポイントを整理します。大きく、(B)政策的観点における必要性・合理性が認められるか、(C)法制的に「武力攻撃の着手」として評価できないか、について検討します。特に、前者の整理に当たっては、私自身のかつての総務省等での政策立案・立法業務の経験を基に、防衛省の担当部署の官僚との議論を踏まえたものです。あくまで現時点での検討によるものですが、少なくともこの程度の論点整理をたたき台にして初めて憲法解釈変更の議論が許されるものであり、そして、それは、安倍総理のいたずらに脅威を煽るだけの答弁などでは全く足りず、かつ、大法典であ

る安保法制の限られた国会審議の時間ではこのようなものですら到底十分な 検討を行うには足りないものであることをご理解頂きたいと思います。

【解説】米軍・韓国軍は北朝鮮軍に対し軍事的優位にあるが、一方で、韓国は全人口の約四分の一が集中する首都ソウルが DMZ(非武装地帯)からの至近距離にあるという防衛上の弱点を抱え、それに対し、北朝鮮は DMZ 沿いに長射程火砲を大量に配備しているとされる(端的に言えば、大砲でソウルに壊滅的な攻撃を行うことができる)。つまり、米国・韓国と北朝鮮は、大規模紛争はできないというのが支配的な軍事的見解であって、米軍イージス艦への攻撃という本格的な軍事衝突を前提とする安倍政権の事例は、ある意味で「朝鮮半島が火の海となる」という究極の事態の想定である。なお、北朝鮮は慢性的な経済不振、エネルギー、食糧不足(継続的に海外援助に依存)にも直面しており、米国との全面戦争の実行及び遂行の合理性が疑われる。(以上、防衛白書平成 26 年版参照)

(B) 米艦防護の政策的な必要性・合理性の検証

■結論のポイント

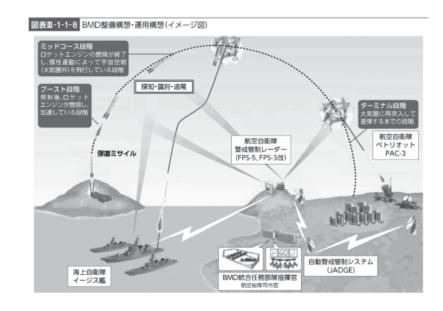
- ・我が国に対する武力攻撃の「着手」の見極めができない「見切り発車」による自衛隊の米艦防護は、北朝鮮との全面戦争の端緒となり我が国として受け入れ難い政策であるとともに、米国においても死活的に重要な在日米軍基地の安定した利用確保等の日米安保体制全体の国益の見地に立った時には軍事的観点及び政策的観点の双方において合理性を欠く絶対に避けるべき選択肢である。
- ・なお、日本は米軍の北朝鮮攻略の最大拠点であり基盤となる在日米軍基 地を提供し、かつ、自衛隊が主体的に在日米軍基地の防衛の任務を遂行 する。
- ・他方、米軍の太平洋軍所属の46隻のイージス艦戦力等によって米軍自らが自国のBMD対応イージス艦の防護を「手薄」なく確保することは可能であると解される。また、現時点で自衛隊は北朝鮮の弾道ミサイル攻撃から日本防衛を確保するだけの基本的な機能及び実力を備えており、日米共同の日本防衛作戦計画のもと、BMD対応イージス艦の更なる新設等、真に不可欠な日本防衛の自衛力の増強の有無を検討し、必要に応じて実行すればよく、また、それは財政的にも可能である。

・従って、政策の必要性及び合理性の観点の双方において、憲法の解釈変 更における立法事実は認められない。

■我が国の弾道ミサイル防衛 (BMD) システム等の事実関係

- ・弾道ミサイルとは、宇宙空間に突き抜け物理法則で定まる軌道を一直線に 放物線を描きながら飛翔してくるミサイル。トマホーク巡航ミサイルのよ うな飛翔中の方向制御による精密な攻撃機能はない。
- ・この弾道ミサイル防衛 BMD として、我が国は、①海上自衛隊 BMD 対応 イージス艦 SM-3 ミサイルによる宇宙空間での迎撃、②航空自衛隊ペトリ オット PAC-3 による大気圏内での迎撃からなる「二段構えの多層防衛」を 基本としている。
- ・BMD 対応イージス艦は、全て SM-3 ミサイルだけを充填する訳ではないが 垂直発射装置を一隻 90 個装備し、その性能上、現状は 2 隻または 3 隻で日 本列島全体を防衛することが可能(3 隻なら東京など特定地域を二重に防 衛できる)。ペイトリオット PAC-3 は半径数十キロの範囲を防護可能。
- ・現在、イージス艦を計6隻保有し、うちBMD対応は4隻、残り2隻を平成30年頃までにBMD対応に改修予定であり、これらとは別に新しく2隻を平成32年頃までに建造する予定であり、その際はBMD対応が合計8隻となる。
- ・ペイトリオット PAC-3 部隊は各基地に全部で 17 隊あり、事態に応じて全 国各地域に機動的に配備される。
- ・北朝鮮の保有ミサイルで日本を射程とするのはノドン型(日本の一部)と テポドン型(日本の全域)など。ノドン型は、発射基地型を 200~300 発保 有し、運搬車両型(TEL型)を最大で 50 基保有している(米国防省調査 等による)。ノドンよりも射程距離が長く日本全域が範囲となるテポドンは 現在開発中とされる(米国防省調査)。
- ・北朝鮮がミサイルを発射した際は、北朝鮮に向けた全国4箇所の探知・識別レーダーがミサイルの方角・速度等を割出し、続いて、その情報を受け取った全国7箇所の追尾レーダーがイージス艦SM-3ミサイル、ペイトリオットPAC-3それぞれが装備する追尾レーダーを誘導し、迎撃させる。
- ・我が国の弾道ミサイル防衛システムは、機能的には自衛隊の装備だけで完

- 結し、かつ、我が国を防衛するために必要な基本的能力を有している。そして、それを現行の中期防衛力整備計画に基づき平成32年頃までにBMD対応イージス艦8隻体制の整備等、更に充実強化することとしている。
- ・なお、自衛隊と米軍は弾道ミサイル防衛のための運用情報を常時リアルタイムに交換しており、自衛隊の弾道ミサイル防衛システムは米軍の早期警戒衛星、TPY-2 レーダー、イージス艦と情報共有を行っている。
- ・米軍は、発射直後の熱探知機能がある早期警戒衛星を所有し自衛隊に情報 提供するが、この衛星システムは発射後に「地球の丸みの影」から飛び出 したミサイルが自衛隊のレーダーに捕捉されるまでの間の「第一報」とし ての初期補足がメリットであるところ、しかし、同システムには弾道ミサ イルの方角、速度等の高度の解析能力は無く、迎撃に必要な高度の探知・識 別・追尾は自衛隊のレーダーが行う。一方で、例えば、米軍イージス艦に 対して自衛隊のレーダーからの情報提供もなされる。
- ・米軍は、地上での迎撃システムとして、ペイトリオット PAC-3 の更に上層 で迎撃が可能な高高度防衛ミサイル THAAD (サード)システムを保有し ているが、我が国にはその捕捉能力に優れた対応レーダーである TPY-2 レ ーダーのみを米軍の青森県車力基地と京都府経ヶ岬基地に配備している。



(仮に、自衛隊が THAAD システムのフルセットを導入できれば「三段構え」の多層防衛となる。ただし、THAAD は 1,000~2,000 億円の費用が掛かる (推定)。なお、在韓米軍に導入を検討との報道等あり。)

■自衛隊及び米軍による日本防衛のあり方の法制面等の事実関係

- ・自衛隊が集団的自衛権を行使して米軍イージス艦を防護することは憲法上禁止され、それ故に、日米安保条約第3条によって自衛隊が米軍イージス艦を防護する法的義務がないことが主権国家間の条約として明文で締結されている。一方、米国においては日本に対する武力行使に対処して日本防衛を行う義務があり(第5条)、また、日本はそのための基地提供の義務がある(第6条)。
- ・在日米軍基地は日本の領域であるからそれへの攻撃は日本への武力攻撃であり(確立した政府解釈)、自衛隊には日本全土の防衛とともにその一部である在日米軍基地防衛の任務がある。一方、米軍は自らの在日米軍基地を守る個別的自衛権行使と、東京等を含めた日本全土を防衛する集団的自衛権行使で日本防衛の義務(安保条約第5条)を果たすことになる。
- ・なお、弾道ミサイル攻撃に対するこれらの自衛隊と米軍による日本防衛 (在日米軍基地を含む)のあり方については、安保法制に先立つ新日米防衛 協力ガイドライン (2015 年 4 月 27 日改定)においても、「自衛隊は、日本 を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。米軍は、自 衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。」と明記されている。
- ・つまり、日米の軍事作戦上の北朝鮮の弾道ミサイル攻撃の日本防衛の主体 (主役) はあくまで自衛隊である。また、これは政治的にも当然要請される ことである(基本的な対処能力がある弾道ミサイル攻撃から日本防衛がで きなくて何のための自衛隊か)。

■安倍政権による弾道ミサイル攻撃事態の検討

・米国と北朝鮮が交戦状態となり、北朝鮮が、戦争当事国でない日本に対し 決意を持って弾道ミサイル攻撃をしてくる場合は、①軍事的な観点から、 米軍の北朝鮮への武力行使の最重要拠点(韓国以外の唯一の海外基地)と なる在日米軍基地を攻撃すること、②日本、米国への政治的影響等を狙っ た観点から、東京や原発地帯などを攻撃してくることが考えられる。

- ・これらの北朝鮮からの弾道ミサイル攻撃に対し、自衛隊の弾道ミサイル防 衛システムは基本的に日本防衛の対処能力を有している。
- ・一方で、自衛隊と共同して日本防衛を遂行している米軍 BMD 対応イージス艦を自衛隊が防護することが、北朝鮮が我が国に対して同時に多数のミサイル攻撃を企図するなどのケースにおける「対処能力の実効性、確実性の確保」の観点から必要不可欠であるかが問題となる。(以下に検討する)
- ・なお、米軍イージス艦を攻撃する兵器として、政府は「艦対艦ミサイル」 と答弁しているが、北朝鮮の軍事力の実態等を踏まえ地上からの対艦ミサイルも含め、これらによって米軍イージス艦を破壊し、その後に、弾道ミサイルで在日米軍基地や東京等の攻撃をする北朝鮮の軍事作戦の「可能性」を前提とすることになる。

■政府事例から導かれる検討すべき課題

- (1) 米艦防護という手段の日米相互のメリット・デメリットの総合評価
- (2) 自衛隊による米艦防護以外の手段で、米艦防護を確保することができるか
- (3) 米艦防護以外の手段で、日本防衛を確保することができるか

(1) 米艦防護という手段の日米相互のメリット・デメリットの総合評価

- ・弾道ミサイル攻撃や10万人規模とされる特殊部隊など北朝鮮の軍事力の脅威は隣国である日本の方が遥かに大きいものがある。北朝鮮との全面的な交戦状態に至ることになる「武力攻撃の着手の見極めに至らない段階での見切り発車の米艦防護」は、それ自体のみに着目すれば、日本として、国家政策として許容し得るものではない。端的に言えば、米国の被害・リスクはイージス艦1隻とそれの破壊による在日米軍基地における米国国益への攻撃の脅威であるが、日本は、在日米軍基地における日本人の生命等の国益のみならず東京や原発地帯など国土全域が脅威にさらされることになる。ようするに、「見切り発車によって、米国の戦争へ巻き込まれる」実体がある。
- ・一方、米艦防護の後の日本と北朝鮮との全面的な交戦を想定すれば、自衛 隊は直ちに(むしろ事前に)大都市圏や原発地帯などを始めとする地域の 弾道ミサイル防衛を強化せざるを得ず、その結果、自衛隊において在日米

軍基地の防衛との両立が困難となり、その分、米軍における在日米軍基地 防衛の軍事的負担が増大することになる。場合によっては、新日米防衛協 力ガイドラインにおける在日米軍基地の防衛の役割が、「米軍が主体的、自 衛隊がその作戦を支援し及び補完する」と逆転することも想定される。(例 えば、東京や大阪の自衛隊の防衛力を犠牲にして嘉手納基地(空軍飛行場) や岩国基地(海兵隊飛行場)の防衛力を維持することは日本において政治 的に困難である)

- ・これは、米軍が有する在日米軍基地の防衛力の実体から見ても合理性がある。すなわち、防衛省の調査によれば、米軍の太平洋軍全体でペイトリオット PAC-3 システムは、国内では嘉手納空軍基地のみに部隊が存在し、その他は韓国の二箇所にしか存在しない。つまり、米軍は、即応体制として嘉手納空軍基地以外の在日米軍基地の防衛力は自衛隊の PAC-3 部隊に頼らざるを得ないものと解される。(なお、在日米軍基地の防衛は、自衛隊の国土防衛の本来任務である)
- ・さらに、米国が自衛隊に米軍イージス艦防護を要請することは、端的に言えば、イージス艦1隻等の代わりに日本全土の脅威を受け入れるべきとの要請を米国が日本国民に行う側面があるものであり、その結果、日本に攻撃被害が生じた場合には日本の国内世論の反発等による在日米軍基地を基盤とした北朝鮮攻略戦の遂行及び将来にわたるその使用の確保に重大な問題を引き起こすことになる(特に、「イラクの大量破壊兵器」のように実は北朝鮮に日本攻撃の可能性がなかった場合は、在日米軍基地の使用に致命的な問題を抱えることになる)。
- ・以上の結論として、日本において米軍より米艦防護を要請される事態は受け入れ難いものであり、また、一方でそれは、米国においても日米安保体制全体の見地に立った時には軍事的かつ政策的な観点から不合理な手段となる。
- ・よって、自衛隊が米艦防護をしなくとも、米艦防護が可能であり(上記 (2))、かつ、日本防衛が可能であれば(上記(3))、「自衛隊イージス艦が 米軍イージス艦を防護する」ことは日米双方にとって絶対に避けるべき政 策と結論付けられる。

(2) 自衛隊による米艦防護以外の手段で、米艦防護を確保することができるか

- ・米軍は全世界で84隻のイージス艦を保有し(うちBMD対応艦は33隻)、その中で米軍の太平洋軍は46隻のイージス艦を保有し(うちBMD対応艦は16隻で、そのうち5隻が横須賀海軍基地に配置され、2017年には7隻に増加予定)しており、さらに、これに他の海軍力や圧倒的な優位性を有する空軍力の展開を考えると、「全部で8隻しかない自衛隊BMDイージス艦の防護に頼らない」作戦の立案・遂行は十分に可能であると考えられる。端的に言えば、太平洋軍のBMD対応でないイージス艦30隻などの効果的な運用により、米軍BMD対応イージス艦の防護を確保できるものと思われる。
- ・なお、米軍においてどうしても米軍イージス艦防護に不安があるのであれば、自ら必要な防衛力を増強すればよい。(1)で述べた、北朝鮮攻略戦の遂行と将来の在日米軍基地の使用の確保を考えれば、十分な政策合理性を有する。(ちなみに、思いやり予算は1,850億円であり、自衛隊のBMD対応型イージス艦は一隻1,680億円である。)
- ・従って、日本に対する弾道ミサイル攻撃についての日米共同作戦計画において(日米は当然に策定する)、憲法及び日米安保条約の定めに則り、かつ、(1)で論じた政策的見地も踏まえ、米軍イージス艦の防護については米軍によって遂行することで問題はないものと考えられる。なお、我が国に対する北朝鮮の弾道ミサイル攻撃等が発生し、日本有事となった場合は、必要に応じて自衛隊が米軍イージス艦を防護することは当然にあり得る。

(3) 米艦防護以外の手段で、日本防衛を確保することができるか

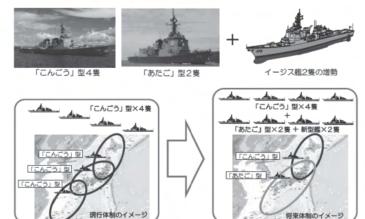
- ・中期防衛力整備計画や新日米ガイドラインからは、朝鮮半島有事を含めて、 日本防衛のための自衛隊の弾道ミサイル防衛システムの整備は計画的な措 置が図られているものと解される。同時の多数のミサイル攻撃に対処する 新型のSM-3ミサイルの日米共同開発等も行われているところである。
- ・米軍と北朝鮮が交戦状態になり、日本への武力攻撃の切迫事態が認められる状況で、日本への弾道ミサイル攻撃に対する防衛は、自衛隊の有する8隻のBMD対応イージス艦と米軍太平洋軍の所有する最大16隻のBMD対応イージス艦が担うことになる(米軍が世界で保有する計33隻BMD対応

艦の来援も当然あり得ると考えられる)。

- ・そして、米軍 BMD 対応イージス艦は日本防衛だけでなく北朝鮮攻略に従事するから、これら日米の有する資源でどのように日本防衛を確保するかが問題となる。その際には、北朝鮮が一度に多数の弾道ミサイルを日本に対して発射してくるなどの事態にあっても、確実性と実効性のある日本防衛対処が確保されなければならない。
- ・ここで、政府の事例は、日本防衛の観点のみを端的に指摘すれば、米軍が 自らのBMD対応イージス艦を想定外の作戦ミス等のために守り切れなか った場合に、それが破壊されることによって生じる日本防衛のマイナスを 補うだけの自衛隊の防衛力があらかじめ整備しておけば対処可能な問題で ある。(なお、日本に向けて発射された弾道ミサイルを追尾等している米軍 イージス艦への攻撃は日本に対する武力攻撃の着手と認定して、自衛隊の イージス艦が米艦を防護することが出来、日米は相互にリアルタイムの情 報共有をしているから軍事技術的にも対応可能である。)
- ・つまり、仮に、自衛隊の8隻のBMD対応イージス艦で上記の多数発射の 事態等への対処に不安があるのであれば、我が国として、BMD対応イー ジス艦を増設し(一隻1,680億円)、PAC-3システムを増設する(1セット

イージス艦の能力向上及び増勢

「あたご」型イージス艦のBMD艦化改修を引き続き実施するとともに、新たにイージス艦2隻の建造に着手し、継続的に対処できる能力を強化。



400億円)等の防衛力増強の措置を講じればよい。

- ・具体的には、現在3隻のイージス艦で日本全体を防衛され、予定の改修・新設タイプなら2隻で可能とされるから、これを三重の体制(6隻)まで増強することを検討することができる(東京等は六重の防衛となる)。既に2隻の新設により合計8隻は決まっているのだから、あと2隻(3,360億円)の新設で合計10隻が整備でき、有事の際の三重(6隻)体制が可能となると考えられる(艦艇は、任務、検査、訓練のサイクルがあり保有艦全てが常に実戦配置できる訳ではない。なお、12隻なら四重(8隻)体制も可能ではないかと思われる)。BMD対応イージス艦には垂直発射装置が1隻90個存在するから(うち一定の割合は対空、対潜水艦ミサイルに割り当てる必要)、三重(6隻)体制の下の調整で各担当エリア100~200発程度の対弾道ミサイル防衛網(東京はその倍の防衛力となる)を構築することは可能であると考えられる。ようするに、防衛省資料の図における日本を囲む「防衛力の輪」を必要なだけ重層させていけばよい。
- ・また、それに応じて、PAC-3システムも増強し、更に必要ならば、 THAADシステムを導入し「三段構えの多層防衛」を確保するべく米国と 調整すればよい。
- ・このように、新日米ガイドラインにおいても弾道ミサイル攻撃に対する日本防衛は自衛隊が「主体的に実施」となっているのだから、朝鮮半島有事の際の自国防衛は自衛隊自らが対処できるだけの体制を整備すればよい。また、それは、財政的にも不可能なものではない。なお、もちろん、これは安保条約5条における米軍BMD対応イージス艦(横須賀海軍基地に7隻軍機のもの等)による日本防衛義務を免責するものではない。
- ・こうした方針のもと、憲法及び日米安保条約の定めに則り、日本に対する 環電ミサイル攻撃についての日米共同作戦計画において、日米それぞれの BAID 対応型イージス艦の役割等を調整の上定め、その中で、自衛隊の BAID 対応イージス艦はあくまで在日米軍基地を含めた日本防衛のための みに対処することを確認する。(この際、米軍において、弾道ミサイル攻撃 対する在日米軍基地防衛の自らの努力として、<u>米軍の装備として現在、</u> <u>嘉手納空軍基地にしか配備していない PAC3 システム</u>の各在日米軍基地へ の配備(防衛省調査によれば、太平洋軍全体で嘉手納と韓国二箇所にしか 配置されていない)、将来的には三段構えとなる THAAD システムの配備

を検討すべきことなどもあり得ると考えられる (これらは地元の基地負担 増が発生する)。

・結論として、米軍イージス艦を防護して(1)で述べた北朝鮮と全面戦争に 陥るリスクを負い、また、憲法改正により集団的自衛権行使をする国とし て北朝鮮から常時敵国として扱われ、同時に「攻撃しにくい国」としての 国際的な平和国家ブランドを捨てることを考えると、日本防衛のための個 別的自衛権の増強コストの財政負担は、それが真に必要なものであるなら ば、十分に政策合理性を有するものと考える。

(4) 評価・結論

- ・「見切り発車」による自衛隊の米艦防護は北朝鮮との全面戦争の端緒となり 我が国として受け入れ難い政策であると同時に、日米安保体制全体の見地 に立った時には軍事的観点及び政策的観点の双方で米国においても合理性 を欠くものである。(日本は米軍の北朝鮮攻略の最大拠点であり基盤となる 在日米軍基地を提供し、かつ、自衛隊は在日米軍基地の防衛の任務を遂行 する。)
- ・他方、米軍のイージス艦戦力等によって米軍自らが自国のBMD対応イージス艦の防護を確保することは可能であると解される。さらに、北朝鮮が実戦配備するノドン型弾道ミサイルのうち発射基地型のものは米軍の空軍力等によって相当に対処が可能であると考えられ、車両型弾道ミサイルは最大50基とされていることなどからも、上記の自衛隊及び米軍の対応で、日本防衛のために考え得る限り最大の対処が可能であると考えられる。
- ・従って、政策の必要性及び合理性の観点の双方において、安倍政権による 米艦防護を可能にするための憲法の解釈変更における立法事実は認められ ない。(なお、現段階の私見としては、米軍自らの防護が可能であると解さ れること等から、自衛隊イージス艦の10隻体制までは不要であると考え る。)

(C) 「武力攻撃の着手」評価による個別的自衛権での対処の可能性

政府の事例が、我が国に対する「武力攻撃の着手」と評価されるのであれば、個別的自衛権行使で対処可能となり、集団的自衛権行使は不要となります (解釈変更は違憲となります)。従来の国会答弁では「東京を火の海にす

る」との公言とそのための一定の準備の実行は「着手」と評価されてきました。従って、政府の事例においても、個別的自衛権行使で評価されるものは存在し得るものと解されます。例えば、弾道ミサイルはその飛翔方向・着弾位置等がレーダーで解析可能であり、解析上我が国に向かう弾道ミサイルを追尾等している米軍イージス艦への攻撃は我が国への武力攻撃の着手と認定ができるものと考えられます。

しかし、安倍総理の安保国会での答弁は、従来の国会答弁では「着手」と評価されていた「東京を火の海にする」との事態を「推測に止まる」が故に「切迫事態」としつつ、着手以前に適用される新三要件により集団的自衛権行使を行うとし、一方で「日本を攻撃する手段として米艦を攻撃する」旨の公言は「明確性」があるので着手となるとしています。こうした見解の根拠については、明らかになっていません。

また、過去に政府として「着手」としていた「東京を火の海にしてやる」 事態を、「切迫事態」等に後退させれば、先制攻撃を解禁・実行した証拠その ものになるのではないか、そもそも、「先制攻撃と取られるから集団的自衛権 を解禁する」(政府答弁)というのは国際法の脱法行為ではないかと解されま す。

- ・東京を火の海にしてやる、灰じんに帰してやる、そういうことの表明があって、それを実現せんがために燃料を注入し始め、まさしく屹立したような場合は着手と言えるのではないか(平成15年1月24日 衆予算委 石破国務大臣)
- ・相手が日本を攻撃するぞという明示があり、攻撃のためのミサイルに燃料を注入するとかその他の準備を始めるとかいうことであれば、それは日本に対する武力攻撃への着手と考えてよいのではないか(平成14年5月20日 衆武力攻撃事態対処特委 福田国務大臣)

(D) その他解釈変更に際し検討が必要な事項

政府の事例以前の問題として、集団的自衛権行使を解禁すること自体、我が国の安全保障環境を根本から変えてしまうリスクがあることを認識しておく必要があります。すなわち、日本がより他国から攻撃を受けやすい国になるというリスクです。この点、安倍総理は、「平和安全法制の整備により、米

国の戦争に巻き込まれるなどというのは、全く的外れな議論です。アメリカの戦争に巻き込まれるようなことは絶対にありません。」(衆本会議 平成 27 年 5 月 26 日)と述べていますが(この「絶対」という言葉は自ら虚偽を露呈しています)、この米軍イージス艦防護事例の場合においても、米国と交戦状態にある北朝鮮は(それが軍事的な可能であるならば)北朝鮮攻略の基盤である在日米軍基地の攻撃行ってくる可能性は十分に想定されうるものと考えられます。とすると、米国のために日本が集団的自衛権行使を発動することが可能な国になっていれば、北朝鮮からすれば、日本は平和国家でも専守防衛の国でもなく、米国と共に戦う常時の敵国として、積極的に日本に攻撃を実行してくることも想定されます。例えば、集団的自衛権行使ができる国になった場合は、自衛隊のイージス艦の出動が、日本防衛のための出動なのかそれとも米軍防衛のための出動なのかれ朝鮮からはそのどちらとも考え得ることも生じます。

いずれにしても、我が国は不用意に米国と北朝鮮の戦争に巻き込まれることを回避し、専守防衛に徹することが北朝鮮という困難な隣国に対する最大に合理的かつ有効な防衛政策であると考えます。